

法学委員会 I T 社会と法分科会

【現在の委員】

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
△	野澤 正充	立教大学大学院法務研究科・教授	第一部会員
◎	松本 恒雄	国民生活センター・理事長	第一部会員
○	池田 眞朗	武蔵野大学法学部長・教授、慶應義塾大学名誉教授	連携会員
	嶋津 格	千葉大学名誉教授	連携会員
	土佐 和生	甲南大学法科大学院教授	連携会員
	酒匂 一郎	九州大学大学院法学研究院教授	連携会員
	千葉 恵美子	名古屋大学大学院法学研究科教授	連携会員
	鈴木 秀美	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授	連携会員

※構成：15名以内の会員又は連携会員

◎…委員長 ○…副委員長 △…幹事

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：法学委員会「IT 社会と法」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15 名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	例えば、インターネットや電子メールの普及は、遠隔地における容易なコミュニケーションを可能にし、経済の急速なグローバル化を推進している。また、政治の領域でも、電子投票や政党によるインターネットの活用が積極的になされている。しかし反面、データベースや監視カメラなどの管理技術が発達し、政府や企業によるプライバシーの侵害等の問題も表面化している。また、個人による匿名情報の流出が社会問題となっている。このような社会の IT 化に対する法の対応は、一方では、取引の電子化等の先端的な動向への積極的な問題に対するものがある。また他方では、個人情報の保護や電子商取引における消費者問題等、市民の日常生活の保護に対する対応も必要である。 IT 社会において、法は、何をなすことができるのか、また何をなさなければならないのかを総合的に検討する必要性に迫られている。そのためには、立法や法解釈の研究の世界にとどまることなく、技術系の学問分野との協働による先端的な制度の研究を行い、また、社会学や政治学の分野との協働による市民意識等の研究を行う必要がある。IT 社会を適切に根付かせるために、法のなすべき役割を総合的に検討して、適宜シンポジウムや提言の形で社会に成果を還元したい。
4	審議事項	(1) IT 社会における諸問題に対する科学及び法の役割の研究。 (2) 取引や行政手続の電子化の適切な進展のために法がなすべき対応の研究。
5	設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 常設
6	備考	※新規設置